

# 組合の交渉で勤勉手当も支給へ！

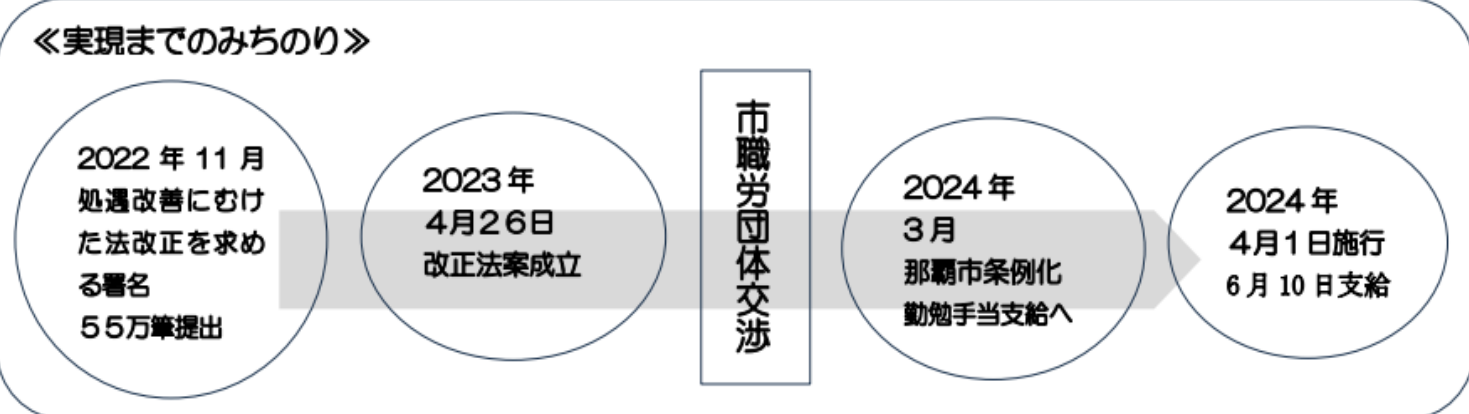
## 会計年度任用職員の6月一時金は合計 2.25月

2020年度に始まった会計年度任用職員制度は、当初から期末手当のみの支給でした。しかし、自治労中央本部の運動と、ねばり強い交渉により2023年4月に法改正され、勤勉手当の支給が可能となったのです。勤勉手当とは勤務成績に応じて支給される手当のことです。

5月13日付け総務人事課からの通知によりますと**期末手当 1.225月、勤勉手当 1.025月で合計 2.25月**です。

なお、支給対象者や支給される割合なども、この通知に掲載されていますので、確認してください。

### 《実現までのみちのり》



### 要求・交渉をつづけ、支給実現を勝ち取る

2022年11月、組合員のみなさんに協力いただいた「処遇改善にむけた法改正を求める署名」は全国から55万筆を集めて総務省に提出し、翌年の法改正の成立につながりました。しかし、法改正されたからといってすぐに勤勉手当が支給されるのではなく、那覇市の条例改正が必要となります。そのため、私たち那覇市職労は勤勉手当支給のための条例改正を求めて当局と団体交渉を行い、その結果6月の支給実現を勝ち取りました。このことは、国が法改正をする以前から要求と交渉をし続けてきた私たち組合の成果です。

わたしたちの処遇改善のためには、職場の仲間の声とそれを届ける熱意、そして当局と団体交渉する力、つまり組織の力が必要です。



「数は力！」組合に参加してあなたの声を届けましょう！

## 労働組合って何？

### 労働組合の役割とは

組合員の賃金、労働条件を向上させることは労働組合の基本的役割です。しかし、こうした問題を組合員ひとりひとりがバラバラでは使用者と対等に話し合いが行えず、要求してもなかなか実現しません。

また、労働者が労働者としての尊厳や誇り、生きがい・働きがいのある社会・職場をつくることで、ワークライフバランスを保ち、個人の「多様な価値観、差異を受け入れて、一個人の自己実現ではなく、それぞれの自己実現の達成」するという目的を広く示すことも大切です。

労働組合は、みんなの要求を結集し、行動することにより、要求の実現を図るといって「One for all、All for one」で原点を踏まえて、いかに社会をアピールし、公共サービスの重要性について共感を得るかが重要になります。



## 組合新採歓迎 ボウリング大会

日時 6月28日(金) 18:30~  
場所 サラダボウル(波の上)

参加賞やその他たくさんのお賞を用意しています。終了後懇親会及び表彰式を予定しています。(詳細後日)

自治労那覇市職員  
労働組合機関紙  
那覇市泉崎 1-1-1  
電話 (867) 0230  
FAX (868) 0138  
naha@vega.ocn.ne.jp

苦しいときには原因は何か  
と考え、たたかうときには  
敵は誰かと考えよう！  
統一！そこに勝利がある！

## 自治労共済生協 組合員の皆さまへ 公務員賠償責任保険制度 (公務員賠償責任保険 医師賠償責任保険)

### 早めのご加入をおすすめします！

保険料・補償内容(支払限度額) (1被保険者あたり)

項目	タイプS(3歳前)	タイプA(1歳前)	タイプB(5,000万円)	タイプC(1,000万円)
年間保険料 (公務員賠償責任保険)	7,440円	6,240円	4,800円	2,880円
法律上の損害賠償金 および争訟費用(合計) 1.賠償金額中の支払限度額*1	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
訴訟対応費用 1.請求の支払限度額*2	500万円			
初期対応費用 1.石井のから、対人賠償責任は被保険者1名 あたり3万円(月額)1.事務の支払限度額	500万円			

\*1「地方自治法第43条第2項」の規定による損害賠償命令の決定および「会計法第41条第1項」に基づき執行役員等の責任に関する法律第3条第2項「物品管理業務に責任を負う者の賠償責任の範囲」に規定する賠償責任の範囲に於いて、その50%が支払限度額となります。\*2「手続執行役員等の責任に関する法律第3条第2項」の規定による賠償請求については、最小支払割合(50%)も適用されます。\*3詳しくは取扱代理店または引当保険会社にお問い合わせください。\*4医師・歯科医師については、賠償金額中の支払限度額\*1が適用されます。\*5専門業務が補償対象となる職種もご紹介します。また、医師・歯科医師については保険料の一部補償内容が異なりますので、ご確認ください。



**公務員賠償責任保険制度の特長**

- セクハラ・パワハラ 訴訟対応費用 (医師賠償責任保険) も補償します\*
- 退職後も 5年間の補償が継続します\*\*
- 他地方公共団体や 公益法人等へ 派遣中の職務行為も補償します
- 初年度加入日より前に 行った行為に 起因する請求も補償します\*\*
- 専門職\*の (専任・専任士・労働者等) 業務に起因する請求も補償します

**加入対象者** 加入対象者は自治労共済生協の組合員かつ、地方公共団体\*\*または特定地方独立行政法人(公務員型)に所属し会計年度任用職員を含む地方公務員の身分を有する職員(特別職、教員\*\*、警察職、司法検察官は除く)となります。

**加入時期** 初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償します。退職後も5年間の補償が継続します！

**保険期間** 2023年10月1日 午後4時~ 2024年10月1日 午後4時まで

**加入受付締切日** 2023年8月18日(金)

お問い合わせ先 【取扱代理店】株式会社自治労サービス 〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6階 TEL:03-5226-3424  
【引当保険会社】東京海上日動火災保険株式会社(担当課)広域法人部団体・協同組織室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4151

組合員からの 連絡の相談に 応じます。 株式会社 自治労サービス ナナム コーム 0120-786-756 (受付時間 9:00~17:30) 2023年4月作成 221-100345